

第5章 具体的な施策展開

本章では、8つの施策体系ごとに、計画の推進状況や中間見直し時における状況と課題を踏まえ、個々の事業・取組について掲載します。

現行計画を策定して以降に始めた事業・取組で、現行計画に記載のないものや、今後始める予定の事業・取組は【追加】、現行計画を策定して以降に拡充した事業・取組や、今後拡充する予定の事業・取組は【拡充】と表示しています。

また、事業・取組ごとに、当該事業の対象となる主な世代、段階、対象を表示しています。

1 市民一人一人の気づきと見守りを促す

(1) 計画策定時における現状と課題

平成19年（2007年）に実施した市民アンケート調査結果をみると、自殺対策に関心のない人、うつ病の正しい知識を持っていない人、うつ症状になっても精神科を受診しない人が多くいます。

国の調査でも、うつ病患者は急増していますが、うつ病等を経験した人の4人中3人は医療機関での治療を受けていないとされています。

このため、市民がうつ病等の精神疾患を正しく理解し、精神科への受診や相談しやすい環境を整備していくことが必要となっています。

また、自殺を考えている人の多くは、心の中では、「死にたい」という気持ちと「もっと生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動き、不眠や原因不明の体調不良など自殺の危険を示すサインを発しています。

このため、市民一人一人がうつ病等の精神疾患への理解を深め、また、身近な人や周りの人の自殺のサインにいち早く気づき、精神科への早期受診などの自殺予防につなぐ必要があります。

(2) 計画の推進状況

① 自殺やうつ病等の精神疾患に対する正しい理解の促進

ア 自殺予防週間（9月10日～16日）、自殺対策強化月間（3月）を中心に、うつ病等の精神疾患や自殺対策、命の大切さについての啓発を目的とするシンポジウムや広報・啓発キャンペーン（交通広告、リーフレットの新聞折込による配布等）を実施するとともに、自殺予防に関するホームページの充実強化に努めています。

イ 精神保健福祉センターにおいて、心の健康づくり大会の開催、心の健康よろず相談、アルコールや薬物、ギャンブル依存関連問題に関する講演会の開催などにより、うつ病等の精神疾患の正しい知識の普及を図っています。

② 児童生徒が命の大切さを実感できる教育の実施

ア いじめ・不登校等予防的生徒指導や人権教育推進に関する研修会の実施などにより、いじめ防止や人権教育の充実を図っています。

イ 学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階を考慮しながら、また、家庭や地域の協力を得て、学校活動全体で、命の大切さに関する教育を実施しています。

(3) 中間見直し時における状況と課題

うつ病、アルコールや薬物、ギャンブル依存症などの精神疾患は、誰でもかかる可能性があります。一方で、本市が毎年実施している「広島市市民意識調査」では、約3割の市民がうつ病について正しく理解していないなど、これらの精神疾患に関する市民の理解は十分ではありません。また、同調査によると、心の悩みや不安に関する相談窓口があることを知っている市民の割合は毎年増加しているものの、6割以上の市民は知らないという結果が出ています。

こうしたことから、うつ病をはじめとした精神疾患や自殺対策に係る意識啓発に、より一層取り組む必要があります。

全国的に見ると、いじめに起因する子どもの自殺が依然として発生しています。いじめを受けた子どもは心に大きな傷を負い、精神的に追い詰められた状態になるなど、いじめは子どもの人権を著しく侵害し、人格形成期にある子どもの心身に重大な影響を与えます。そのため、教職員の人権感覚を高め、児童・生徒に命の大切さを学ばせる教育や自尊感情を培わせる取組、いじめが起きた時に迅速な対応が行える取組を充実する必要があります。

(4) 事業・取組

市民一人一人のうつ病等の精神疾患に対する正しい知識の習得や、自殺予防対策の必要性についての認識を高めるよう、広報活動、教育活動等を通じた啓発を充実します。

① 自殺やうつ病等の精神疾患に対する正しい理解の促進

事業・取組	内容
自殺やうつ病等の精神疾患に関する正しい知識の普及啓発	自殺やうつ病等の精神疾患の正しい知識についてシンポジウムなどにより啓発を行い、自殺やうつ病等の精神疾患に対する誤った認識をなくす取組を進めます。 また、自殺の危険を示すサインや自殺の危険に気づいた時の対応方法等についての理解を促進します。
主な世代／段階／対象	全世代 / 事前予防 / 全体的予防介入
自殺予防週間（9月10日～16日）及び自殺対策強化月間（3月）の推進	広報紙、ポスター掲示等による広報活動を行います。
主な世代／段階／対象	全世代 / 事前予防 / 全体的予防介入
自殺予防に関するホームページの充実	自殺予防に関するホームページを充実し、命の大切さと自殺予防の啓発を行います。また、電子メールを利用した相談について検討します。
主な世代／段階／対象	全世代 / 事前予防 / 全体的予防介入
精神保健福祉センターによる普及啓発	心の健康づくり大会やアルコール依存関連問題等に関する講演会、保健センターの健康まつりでのストレスチェック等により、うつ病等の精神疾患の正しい知識の普及を行います。
主な世代／段階／対象	全世代 / 事前予防 / 全体的予防介入

事業・取組	内容
産後の心身の変化や産後うつ病に関するリーフレットの配布【追加】	産後の心身の変化や産後うつ病について産婦やその家族が正しく理解し、症状に早期に気づき、対応することができるよう、出生届の提出時にリーフレットを配布することにより普及啓発を行います。
主な世代／段階／対象	若年層・中高年層 / 事前予防 / 選択的予防介入

② 児童生徒が命の大切さを実感できる教育の実施

事業・取組	内容
子どもの人間関係づくり推進プログラムの実施	全児童生徒を対象に「グループアプローチ（※１）」、「ピア・サポート的交流活動（※２）」等を実施し、児童生徒の対人関係能力の向上や自尊感情の育成を図ります。
主な世代／段階／対象	若年層 / 事前予防 / 全体的予防介入
いじめ・不登校への早期支援プログラムの実施【拡充】	不登校や問題行動等の予兆を示す児童生徒に対して、スクールカウンセラー等を活用したアセスメントや指導援助方針の検討を行い、組織的な早期状況把握と早期対応を実施します。
主な世代／段階／対象	若年層 / 事前予防 / 選択的予防介入
自殺予防に向けたカリキュラムの開発	児童生徒に対する自殺予防を目的とした教育の実施に向けて、児童生徒の実態や発達段階に応じた教材、指導計画、指導方法等、カリキュラムづくりについて研究を行います。
主な世代／段階／対象	若年層 / 事前予防 / 全体的予防介入
人権教育の推進【拡充】	教職員の人権感覚を高めるとともに、児童会・生徒会活動やボランティア活動、人間関係づくり等を通じて児童生徒に自尊感情を培うなど、一人一人を大切にする教育を進めます。 また、校内研修会や日々の教職員間での情報交換を通じて、児童生徒が発する危険信号を察知できるよう努めます。
主な世代／段階／対象	若年層 / 事前予防 / 全体的予防介入
命の大切さを学ばせる教育の充実	小・中学校では、道徳の時間を中心に、各教科、特別活動、総合的な学習の時間などとの連携を図り、飼育体験活動や乳幼児・高齢者との交流活動等を取り入れるなど、命の大切さを学ばせる学習を充実します。 高等学校では、生きることのすばらしさの自覚を深めることができるよう、公民科やホームルーム活動を中心に、教育活動全体を通じて、人間としてのあり方や生き方を探求する学習を進めます。
主な世代／段階／対象	若年層 / 事前予防 / 全体的予防介入

※１ グループアプローチ：グループによる協力し合う学習、面接相談やコミュニケーション・スキルの体験学習等、子ども同士が関わり合う場面を創出することにより、個々人の人間関係づくりに係る成長を促す方法。

※２ ピア・サポート的交流活動：学習活動や学校行事、クラブ活動等の場において、学級内、異学年、小・中学校の子どもたち（仲間）が、相互に交流し、支え合う活動を創出することにより、個々人の人間関係づくりに係る成長を促す方法。

2 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する

(1) 計画策定時における現状と課題

平成19年（2007年）に実施した市民アンケート調査結果をみると、自分がうつ症状になったときの対処については、精神科を受診する人よりもかかりつけの医師を受診する人が多くなっています。

また、うつ症状になった家族や友人への対処については、公的な機関の相談窓口や民生委員・児童委員への相談を勧める人は多くありません。

総合的な自殺対策を進めるには、医療機関や相談機関をはじめ、地域や学校等の様々な場で対応が必要なことから、かかりつけの医師や医療関係者の資質向上はもとより、相談支援関係者や教職員など、うつ病等の精神疾患や自殺対策について理解し、適切な対応を図ることができる人材を養成・確保する必要があります。

(2) 計画の推進状況

① 医療関係者の資質向上

ア 平成23年度（2011年度）に「かかりつけの医師と精神科医の連携の手引き」を配付し、うつ症状になった人がかかりつけの医師を受診した際、精神科医へ適切につなぐ取組を普及促進することにより、かかりつけの医師と精神科医の顔の見える関係を構築しています。

イ うつ病・自殺対策相談機関職員研修会を実施しています。

② 相談支援関係者等の資質向上

ア うつ病・自殺予防に関する相談を受ける機会のある関係者（保健師、ケースワーカー、介護支援専門員、労働関係職員、多重債務相談機関職員等）を対象に、自殺のリスクの高い人に早期に気づき、適切な対応ができるよう、「ゲートキーパー養成研修」などの研修を実施しています。

イ 地域福祉の中心的な役割を果たす民生委員・児童委員等を対象に、自殺予防の対応力を身につけるための研修会を実施しています。また、保健師が各地区民生委員児童委員協議会の会議に出席し、顔の見える関係を築くことにより地域における連携の強化を図っています。

③ 教職員等の資質向上

ア 生徒指導に関する教育センターでの講座や校内研修において、「子どもの自殺を予防するための指導の手引き」（平成20年（2008年）5月に小・中・高等学校・特別支援学校の全教職員に配付）を活用し、教職員の啓発を行っています。

イ 青少年教育相談員の資質の向上を図るため、相談技法・精神医学的知識・相談事例の検討等の研修を行っています。

④ 自殺対策従事者への心のケアの推進

ア うつ病・自殺対策関係職員を対象とした研修会や、実務者連絡会議（事例検討会）において、自殺対策従事者自身の心の健康の維持のために必要な対応策についての普及啓発を行っています。

(3) 中間見直し時における状況と課題

医療関係者については、本市が進めるかかりつけの医師と精神科医の連携強化に向けた取組の中で、研修会に参加した医師の意見として、さらなる連携を深める方策が求められています。

相談機関の職員等については、地域包括支援センターや介護支援事業所の職員、うつ病・自殺予防に関する相談を受ける機会のある関係者等を対象として「ゲートキーパー養成研修」を実施するとともに、研修受講者を対象とした育成研修を実施し、相談従事者の相談援助技術の向上を図っており、今後、相談機関職員のほか、薬剤師等の医療従事者、弁護士等の専門家、企業や学校関係者、市民と触れ合う機会の多い職業に従事している者等、様々な分野でゲートキーパーを養成することが課題となっています。

また、本市における子どもの自殺は現状では比較的少ないものの、全国では、いじめや教員の体罰が子どもの自殺につながっているという現状があり、児童生徒の自殺予防に向けて教職員に対する啓発を行うとともに、児童生徒や保護者等から相談を受ける青少年教育相談員への研修等の支援を行う必要があります。

(4) 事業・取組

自殺の危険性の高い人の早期発見と早期対応を図るため、うつ病等の精神疾患や自殺対策について理解し、自殺の危険を示すサインにいち早く気づき、適切な対応を図ることができる人材を養成します。

① 医療関係者の資質向上

事業・取組	内容
かかりつけの医師等のうつ病対応力の向上【拡充】	うつ病は、身体症状に現れることも多く、かかりつけの医師を受診することも多いことから、かかりつけの医師や薬剤師等の医療従事者などのうつ病対応力の向上や、メンタルヘルスと自殺予防の知識の普及を促進します。
主な世代／段階／対象	全世代 / 危機対応 / 選択的予防介入
産業保健スタッフの資質向上	産業医や衛生管理者等の産業保健スタッフに対して、早期対応の中心的役割を果たせるよう、自殺予防に関する知識の普及を図ります。
主な世代／段階／対象	中高年層 / 危機対応 / 選択的予防介入

② 相談支援関係者等の資質向上

事業・取組	内容
保健センター等の相談機関職員の資質向上（ゲートキーパー養成）	保健センターの保健師、福祉事務所のケースワーカー、地域包括支援センター職員、医療従事者、介護支援専門員等の相談関係職員に、早期対応の中心的役割を果たせるようメンタルヘルスと自殺予防の知識の普及を図ります。
主な世代／段階／対象	全世代 / 危機対応 / 選択的予防介入

事業・取組	内容
民生委員・児童委員等への研修【拡充】	住民主体の活動を展開するため、民生委員・児童委員や地域団体に活動している人、市民と触れ合う機会の多い職業に従事している者や企業等を対象に、心の健康づくりや自殺予防に関する施策についての研修を行います。
主な世代／段階／対象	全世代 / 危機対応 / 選択的予防介入

③ 教職員等の資質向上

事業・取組	内容
教職員の啓発	自殺予防において学校・教職員の果たすべき役割、自殺の危険要因や自殺のサイン、自殺発生後の対応など、教職員が身につけておくべき知識やいのちを大切にする教育活動の取組事例などを紹介した「児童生徒の自殺を予防するための指導資料集」を活用し、教職員の啓発を行います。
主な世代／段階／対象	若年層 / 危機対応 / 選択的予防介入
教職員への研修【拡充】	教職員が児童生徒の自殺の未然防止の視点に立って、いじめ・不登校等の現状に対する理解を深め、また、児童生徒間の共感的な人間関係や児童生徒・保護者との信頼関係をつくるための知識や技能の習得を図るための研修を通じて、教職員に対して心の健康づくりや自殺予防に関する知識の普及を図ります。 また、校内研修、校長会等を通じ、教職員に対し体罰禁止の取組の徹底を図り、体罰を原因とする児童生徒の自殺の防止に取り組みます。
主な世代／段階／対象	若年層 / 危機対応 / 選択的予防介入
青少年教育相談員への研修	不登校やいじめ等に関する青少年教育相談員への研修の中で、自殺予防に関する知識を深めることを通して青少年教育相談員の資質向上を図り、相談者の自信喪失や孤立感を防ぐなどの支援を行います。
主な世代／段階／対象	若年層 / 危機対応 / 選択的予防介入

④ 自殺対策従事者への心のケアの推進

事業・取組	内容
自殺対策従事者への心のケアの推進	国の検討結果を踏まえ、民間団体の活動従事者を含め、自殺対策従事者自身の心の健康を維持するために必要な対応方法について普及啓発を行います。
主な世代／段階／対象	中高年層 / 危機対応 / 選択的予防介入

3 心の健康づくりを進める

(1) 計画策定時における現状と課題

現代社会は、ストレス過多の社会であり、少子高齢化、核家族化、都市化の進展に伴い、ストレスを緩和するために重要な役割を果たす家族・職場・地域での人とのふれあいが希薄化し、社会から孤立する人が増えるなど、誰もが心の健康を損なうおそれがあります。

平成19年（2007年）に実施した市民アンケート調査結果をみても、心配ごとなどの相談相手がない人や地域における交流機会がない人ほど重症のうつ状態の割合が高くなっています。

また、一週間の就業時間が週60時間以上（1か月の時間外勤務に換算すると月80時間以上）の人では重症のうつ状態の割合が高くなっています。

このため、自殺の原因となる様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対処などにより、心の健康の保持・増進を図る必要があります。

(2) 計画の推進状況

① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

ア 「うつ病・自殺対策ホームページ」において、メンタルヘルス指針の普及啓発を行うとともに、交通広告やリーフレットの新聞折込により労働問題に関する相談窓口を紹介するなど、労働者のメンタルヘルスの向上に向けた取組を行っています。

イ 本市職員や学校教職員を対象としてメンタルヘルスに関する研修会を実施するとともに、ハラスメント等仕事・職場の問題に関する相談に応じる体制を構築しています。

② 地域における心の健康づくりの推進

ア 保健センターにおいて、精神科医師及び精神保健福祉相談員が精神保健福祉に関する相談に応じるとともに、精神障害の正しい知識、理解を促進するため、地域住民等を対象とした講演会を実施しています。

イ 地区社会福祉協議会が実施主体となり、より身近な小地域（町内会、自治会）を拠点に、同じ地域に住む人同士のふれあいと楽しみづくり、安心づくりを目指して、「ふれあい・いきいきサロン」の設置を進めています。

ウ 男女共同参画推進センターで、「女性の健康応援講座」など、心身の健康づくりに関する各種講座を実施しています。

③ 学校における心の健康づくりの推進

ア スクールカウンセラーを小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に配置し、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決及び学校における教育相談の充実を図っています。

イ 小学校、中学校で、計画的に「心の健康」及び「心身の機能の発達と心の健康」の学習を行っています。

ウ こころの健康相談室に専門の相談員を常駐させ、教職員及び保護者からの教育上の相談を受けています。また、月に2回、精神科医師との面接の場を設定しています。

(3) 中間見直し時における状況と課題

平成22年（2010年）から平成25年（2013年）の自殺の原因・動機をみると、10歳代を除くいずれの世代も精神疾患や身体疾患等の「健康問題」が最も多くなっています。

労働上の諸問題により精神疾患にかかり、平成25年度（2013年度）に労災を認定された者は、過去最多となった前年度に次いで多くなっています（全国の数値）。また、心の健康を損なうアルコール等の依存症、ひきこもり、学校におけるいじめの問題等が顕在化しています。

世代別の自殺者は中高年層が多いことから、とりわけ労働者世代を対象とした心の健康の保持増進や職場における労務対策、メンタルヘルス対策を推進することが重要です。

高齢者に関しては、社会からの孤立や孤独感を原因とする自殺者も見られることから、同じ地域に住む人同士でふれあい、楽しみ、安心して生活できるよう、活動の支援や交流機会を提供するなど、心が通じ合い、助け合う地域づくりを推進することが必要です。

児童生徒、学生に関しては、その自殺の予防、健康の保持増進等を図るため、学校における教育や指導、相談機能の充実を図るなど、世代ごとの特性を踏まえた対策を講じる必要があります。

(4) 事業・取組

職場・学校・地域において、自殺の原因となる様々なストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など、心の健康の保持・増進のための施策を進めます。

① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

事業・取組	内容
労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）の普及	「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（メンタルヘルス指針）に基づき「心の健康づくり計画」を策定します。過剰な長時間残業の是正や職場でのストレス除去やセルフケア・ラインによるケア・事業場内産業保健スタッフ等によるケア・事業場外資源によるケアを骨組みにした総合的な対策を促進するため、メンタルヘルス指針の普及を推進します。
主な世代／段階／対象	若年層・中高年層 / 事前予防 / 選択的予防介入
企業と連携した健康教室の開催【追加】	従業員やその家族等のメンタルヘルスへの理解を深めるため、企業に向いて健康教室を行います。
主な世代／段階／対象	若年層・中高年層 / 事前予防 / 選択的予防介入
「広島市地域保健・職域保健連携推進協議会」における職場のメンタルヘルス対策の実施【追加】	地域保健と職域保健の関係団体・機関等で構成する「広島市地域保健・職域保健連携推進協議会」において、職場のメンタルヘルス対策のための取組を行います。
主な世代／段階／対象	若年層・中高年層 / 事前予防 / 選択的予防介入

② 地域における心の健康づくりの推進

事業・取組	内容
元気じゃけんひろしま 21 (第2次)の推進	「元気じゃけんひろしま 21 (第2次)」に基づき、睡眠やストレス解消に関する正しい知識の普及啓発やストレス解消を実践するための情報提供に取り組むとともに、メンタルヘルスに関する知識の普及啓発を図り、休養・メンタルヘルス対策を推進します。
主な世代／段階／対象	全世代 / 事前予防 / 全体的予防介入
心の健康づくりの推進【拡充】	保健センターにおいて、心の悩み相談、心の健康づくり教室、地域住民への講演会などを開催するほか、本市の広報紙、ホームページ等により、心の健康に関する情報提供等を充実します。 精神保健福祉センターにおいて、様々な心の悩みについて相談支援を行います。また、心の健康づくり大会やアルコール依存関連問題等に関する講演会の開催、パンフレットの作成など、心の健康づくりについての普及啓発を行います。
主な世代／段階／対象	全世代 / 事前予防 / 全体的予防介入
アルコール等依存症者の家族への支援【追加】	精神保健福祉センターにおいて、アルコール等依存症者の家族を対象に、依存症についての基本的な知識や対応方法を学ぶための家族教室を実施するなど、依存症者の家族への支援を充実します。
主な世代／段階／対象	全世代 / 事前予防 / 選択的予防介入
広島ひきこもり相談支援センターの運営【追加】	ひきこもり本人や家族等の電話、来所による相談等に応じ、適切な助言を行うとともに、対象者が適切な相談機関や居場所の提供、就労支援を行う関係機関とつながるよう支援する広島ひきこもり相談支援センターを運営します。
主な世代／段階／対象	若年層・中年層 / 危機対応 / 選択的予防介入
高齢者の多様な活動の支援	広く市民を対象とした生涯学習の推進、文化・スポーツの振興、ボランティア・市民活動の支援、就業の促進などの各種施策の中で、高齢者の自主性・自発性に基づいた活動が一層進むよう支援します。
主な世代／段階／対象	高齢者層 / 事前予防 / 全体的予防介入
高齢者の外出・交流機会の提供【拡充】	家にとじこもりがちな高齢者に対しては、地区社会福祉協議会の「ふれあい・いきいきサロン設置推進事業」や老人クラブの「友愛訪問」、「ひとり暮らし老人等健康交流事業」などにより、外出する機会や気軽に地域の人々と交流する機会の提供に取り組みます。
主な世代／段階／対象	高齢者層 / 事前予防 / 選択的予防介入
被爆者の健康づくりの推進	単身世帯の被爆者に対して、交流会や市内の公衆浴場で無料入浴できる「交流の日」を実施します。また、全ての被爆者を対象に健康づくりや生きがいについて専門家による講演会を開催します。
主な世代／段階／対象	高齢者層 / 事前予防 / 全体的予防介入
男女共同参画推進センターでの健康に関する各種講座の開催	男女共同参画推進センターで「女性の健康応援講座」など、心身の健康づくりに関する各種講座や相談を開催します。
主な世代／段階／対象	全世代 / 事前予防 / 全体的予防介入

事業・取組	内容
青少年支援メンター制度の推進	子どもの自尊感情の高揚や対人関係能力の向上を図ることで、非行や不登校をはじめ、子どもにとって望ましくない状況の防止となるよう、人生経験の豊富な大人（メンター）が子どもに無条件に肯定的な関心を持っていることを伝え、一緒に近所の公園で遊ぶ、宿題や料理やスポーツ観戦をするなどの継続的・定期的な交流によって、信頼関係を築きながら、1対1の関係で子どもを支援します。
主な世代／段階／対象	若年層 / 事前予防 / 選択的予防介入
家庭児童相談室の運営【追加】	子どもの問題で困ったり、悩んでいる保護者に対し、各区役所の家庭相談員が、相談に応じて必要な助言指導を行います。
主な世代／段階／対象	若年層・中高年層 / 危機対応 / 選択的予防介入
健康の保持・回復のための運動施設の設置	市内の公園緑地を、市民にとってそれぞれの生活様式や生き方に応じた健康づくりを気軽に行うことができる場とするため、健康の維持・回復のための運動施設の設置を進めます。
主な世代／段階／対象	全世代 / 事前予防 / 全体的予防介入

③ 学校における心の健康づくりの推進

事業・取組	内容
精神保健福祉センター教育研修事業の実施	教諭及び養護教諭に対し、思春期の心の健康に関する研修を行います。
主な世代／段階／対象	若年層 / 危機対応 / 選択的予防介入
スクールカウンセラーによる相談活動 〔スクールカウンセラー活用事業〕	スクールカウンセラーが、児童生徒と保護者の相談活動や教職員への助言を行います。また、これらを通して、不登校、問題行動等の未然防止や状況の改善を図ります。同時に、相談活動を充実するため、スクールカウンセラーを対象とした研修内容の充実や研修時間の増加などについて検討します。
主な世代／段階／対象	若年層 / 危機対応 / 選択的予防介入
教職員による心の健康づくり	日々の学校生活において、教職員が児童生徒の状況の変化にいち早く気づき、組織的に適切な対応を行うことで、早期に状況の改善を図り、状況の悪化を防ぐよう、個々の児童生徒の状況に応じた相談を行います。
主な世代／段階／対象	若年層 / 危機対応 / 選択的予防介入
思春期の心の成長を促す指導	保健体育科の保健領域の授業において、身近な生活や個人生活における健康・安全に関する知識の理解や活動を通じて、生涯にわたり明るく豊かな生活を営むことができるよう、自主的に健康を適切に管理し改善していく資質・能力の育成を目指し、思春期の心の成長についての学習を進めます。
主な世代／段階／対象	若年層 / 事前予防 / 全体的予防介入

事業・取組	内容
心の健康相談事業の実施	専門の相談員が、教職員や保護者から、児童生徒の学校教育活動における精神保健上の相談を受け、場合によっては専門の精神科医が面接を行うことを通して、教職員や保護者による児童生徒への適切な対応と学校教育の充実・円滑化を図ります。
主な世代／段階／対象	若年層 / 危機対応 / 選択的予防介入
市立高等学校精神保健連絡会での精神科医からの指導助言	高等学校における精神保健に関する連絡会を行い、各高等学校から出された事例に対して精神科医からの指導助言等を受け、また、精神科医が各高等学校あたり年1回程度の学校訪問による定期相談を行うことにより、精神疾患の予防と初期対策や精神保健の充実を図ります。
主な世代／段階／対象	若年層 / 危機対応 / 選択的予防介入
広島市立大学カウンセリングサービスの実施【追加】	カウンセラーが学生の心身両面の健康上の悩みや相談に応じてカウンセリングサービスや心理療法を行い、健康の保持増進を図ります。精神科医による面接を受けることもできます。
主な世代／段階／対象	若年層 / 危機対応 / 選択的予防介入

4 適切な精神科医療等を受けられるようにする

(1) 計画策定時における現状と課題

自殺未遂者の多くは、自殺企図の直前にうつ病等の精神疾患を発症しており、また、うつ病等を経験した人の4人中3人は医療機関での治療を受けていないという調査結果が報告されています。

平成19年(2007年)に実施した市民アンケート調査結果をみても、うつ症状となっても病院を受診しない理由では、どこに受診したらよいかわからないと答えた人が多くいました。

また、うつ症状になったときの対処では、精神科を受診する人よりもかかりつけの医師を受診する人が多くなっています。

うつ病等による自殺については、適切な治療により防ぐことが可能であり、適切な精神科医療等を受けられるようにすることが大切です。

このため、うつ病等の精神疾患について、かかりつけの医師、医療関係者、専門相談員等の診断技術等の向上を図るとともに、かかりつけの医師・産業医と精神科医との連携を強化する必要があります。

(2) 計画の推進状況

① 精神科医療等の充実

ア こころのケアガイドブック資料編を配布し、精神科医療機関等を紹介しています。

イ 「かかりつけの医師と精神科医の連携の手引き」に基づき、うつ症状になった人がかかりつけの医師を受診した際、精神科医へ適切につなぐ取組を普及促進しています。

ウ 広島県と共同して、精神障害者及び保護者からの電話相談に毎日24時間対応する精神科救急情報センターや、精神疾患の急発急変により緊急な医療を必要とする場合に対応する精神科救急医療施設及び精神科救急医療センターの運営を行っています。

② 子どもの心の診療体制の整備の推進

ア 情緒障害児短期治療施設に、軽度の情緒障害を有する児童を短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、心理面接、集団内での規律や活動の指導を行っています。

イ 舟入市民病院において、小学校、中学校の児童生徒を対象として、不登校、摂食障害、神経症、PTSD(心的外傷ストレス障害)などに対する外来診療を行っています。

ウ 青少年総合相談センターにおいて、不登校、いじめなどの問題について、青少年及びその保護者、教育関係職員を対象に相談や支援を行っています。

③ 高齢者に対する訪問相談・支援

ア 介護が必要となる可能性が高いと判定された高齢者で、閉じこもり、認知症、うつ病のおそれがあり、通所型介護予防事業の参加が困難な人に、保健師等が訪問し、通所型介護予防事業又は公民館活動等への参加を促す等の支援を行う「いきいき活動支援訪問事業」を実施しています。

(3) 中間見直し時における状況と課題

約3割の市民はうつ病について正しく理解しておらず、うつ症状になったときの対処では、精神科を受診する人よりもかかりつけの医師を受診する人が多いため、うつ症状になった人がかかりつけの医師を受診した際、精神科医へ適切につなぐ「かかりつけの医師と精神科医の連携事業」を実施しています。その情報提供件数が、本事業を始めた平成23年度（2011年度）295件から平成25年度（2013年度）1,058件に増加するなど、この取組が浸透しつつあり、今後も、この事業を継続して実施することが医療機関等から求められています。

また、子どもの心の問題に関しては、いじめや不登校、友達関係、学業や進路の悩み等、その要因が多岐にわたるため、専門スタッフの確保など、あらゆる相談に対応する体制を整備することが必要です。

(4) 事業・取組

うつ症状など自殺の危険性が高い状況にある人の早期発見に努め、これらの人が精神科医療を受診しやすくするための取組を推進します。

また、かかりつけの医師・産業医と精神科医との連携を強化し、自殺のおそれのある人の精神科医への受診を促進します。

① 精神科医療等の充実

事業・取組	内容
精神科医療機関の紹介	精神科医療機関を見つけやすくするため、こころのケアガイドブック資料編などで精神科医療機関を紹介します。
主な世代／段階／対象	全世代 / 危機対応 / 選択的予防介入
精神障害者通院医療費助成	精神障害者に対して、自立支援医療費の自己負担相当額を助成します。
主な世代／段階／対象	全世代 / 事前予防 / 選択的予防介入
精神科救急医療システムの運営	精神障害のある人や保護者などから、精神疾患に関する医療相談を24時間電話で受け付ける精神科救急情報センターや、精神疾患の急発・急変により緊急な医療を必要とする場合に対応する精神科救急医療センターを運営します。
主な世代／段階／対象	全世代 / 危機対応 / 選択的予防介入
かかりつけの医師・産業医と精神科医との連携強化	「かかりつけの医師と精神科医の連携の手引き」に基づきうつ病等の精神疾患の患者を適切な精神科医療につなぐなど、広島市連合地区地域保健対策協議会においてのかかりつけの医師と精神科医との連携や、「休業した労働者の職場復帰支援の手引き」に沿った産業医と精神科医との連携などにより、かかりつけの医師・産業医と精神科医との連携強化を促進します。
主な世代／段階／対象	全世代 / 危機対応 / 選択的予防介入

事業・取組	内容
かかりつけの医師等のうつ病対応力の向上（再掲）	うつ病は、身体症状に現れることも多く、かかりつけの医師を受診することも多いことから、かかりつけの医師や薬剤師等の医療従事者などのうつ病対応力の向上や、メンタルヘルスと自殺予防の知識の普及を促進します。
主な世代／段階／対象	全世代　／　危機対応　／　選択的予防介入

② 子どもの心の診療体制の整備の推進

事業・取組	内容
情緒障害児に対する入所・通所治療	愛育園（情緒障害児短期治療施設）への入所や通所により、いじめや不登校をはじめ心に悩みや苦しみを抱える児童に対して、必要な治療や援助を行います。
主な世代／段階／対象	若年層　／　危機対応　／　選択的予防介入
舟入市民病院小児心療科外来による支援	小学校、中学校の児童生徒を対象として、対人緊張や不登校などでイライラや不安を抱えた子どもに対する外来診療を行います。
主な世代／段階／対象	若年層　／　危機対応　／　選択的予防介入
教職員による相談活動	児童生徒の身近な存在として、教職員が個々の児童生徒の状況に応じた相談活動を行い、必要に応じて適切な関係機関へとつなぎます。 また、児童生徒の状況の変化にいち早く気づき、スクールカウンセラー等の助言を得ながら、様々な要因や背景に応じた支援の方法を検討し、適切な関係機関へとつなぎます。
主な世代／段階／対象	若年層　／　危機対応　／　選択的予防介入
青少年総合相談の実施	青少年、保護者等を対象に専門スタッフ（※３）による相談を実施し、関係機関との連携を図りながら、相談内容に応じた課題解決の方法や支援機関を紹介するなど、適切な対応や支援を行います。
主な世代／段階／対象	若年層　／　危機対応　／　選択的予防介入
心の健康相談事業の実施（再掲）	専門の相談員が、教職員や保護者から、児童生徒の学校教育活動における精神保健上の相談を受け、場合によっては専門の精神科医が面接を行うことを通して、教職員や保護者による児童生徒への適切な対応と学校教育の充実・円滑化を図ります。
主な世代／段階／対象	若年層　／　危機対応　／　選択的予防介入

※３専門スタッフ：青少年教育相談員、臨床心理士、精神科医、特別支援教育相談員、非行防止相談員。

③ 高齢者に対する訪問相談・支援

事業・取組	内容
いきいき活動支援訪問事業の実施	要支援・要介護状態になる可能性の高い高齢者のうち、閉じこもりや認知症、うつ病のおそれがあり、通所による事業参加が困難な高齢者を対象として、保健師等が居宅を訪問し、通所型介護予防事業への参加勧奨や精神科医療機関への受診勧奨その他必要な支援を行います。
主な世代／段階／対象	高齢者層　／　危機対応　／　選択的予防介入

5 社会的な取組で自殺を防ぐ

(1) 計画策定時における現状と課題

平成19年（2007年）に実施した市民アンケート調査結果をみると、各種相談機関には、認知度の低い相談機関が多くありました。

このため、適切な相談機関の存在を知らないために十分な社会的支援を受けられないことがないよう、相談機関の一層の周知を図るとともに、各相談機関等が幅広く連携し、ネットワーク体制を整備する必要があります。

また、それぞれの相談機関等において、自殺対策としての相談・支援体制を充実する必要があります。

(2) 計画の推進状況

① 相談機関ネットワーク体制の整備

ア 相談機関や医療機関の場所、相談内容、連絡先等を示した冊子「相談の手引」を配付し、相互の連携を図っています。

イ うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議を開催し、相談機関職員が対応している処遇困難な事例の検討及び情報交換等を行っています。

② 精神保健福祉に関する相談

ア 精神保健福祉センターにおいて、様々な心の悩みについて相談支援を行うとともに、心の健康づくり大会や講演会の開催、こころの健康よろず相談、パンフレットの配布等、心の健康づくりについての普及啓発を行っています。

イ 保健センターにおいて、心の悩みの相談や心の健康づくりに関する地域住民への講演会などを実施しています。

③ 多重債務・法的問題への対応

ア 消費生活センターにおいて、相談窓口の充実、多重債務者の把握、相談窓口への誘導、既存のセーフティネットの活用促進により、多重債務者対策を推進しています。

イ 市民相談センターにおいて、弁護士等による法律相談、一日総合相談、よろず相談などを実施し、日常生活上の法律関係の困りごとなどについての相談に応じています。

④ 中小企業の経営に関する相談

ア 中小企業や創業者が抱える様々な経営課題の解決を支援するため、弁護士、中小企業診断士や社会保険労務士等各分野の専門家による無料の窓口、電話等相談を実施しています。

⑤ 若者の就業に関する相談

ア ニート状態にある若者等の自立・就労を支援するため、若者交流館中央サテライトを設置し、居場所の提供、相談を行うとともに、講演会、セミナーを開催しています。

⑥ 女性及び男性のための相談

ア 男女共同参画推進センターにおいて、女性（男性）が直面する様々な悩みや不安を安心して話せる場として「女性（男性）のためのなんでも相談」を開設し、女性相談員（男性相談員）

による電話相談のほか、必要に応じて専門機関を紹介しています。

⑦ 暴力に関する相談

ア 配偶者暴力相談支援センターに女性相談員を配置し、配偶者やパートナーからの暴力（DV）の被害者からの相談に応じ、情報提供、助言、関係機関との連絡調整並びにDVに関しての法律相談、カウンセリング等を行っています。

⑧ インターネット上の有害サイトへの対応

ア 青少年と電子メディアとの健全な関係づくりのための必要な情報や学習機会の提供などの啓発事業を実施しています。また、インターネットの有害情報から青少年を守るためにフィルタリング機能の普及促進などの必要な施策を実施しています。

⑨ 高齢者とその介護者への支援

ア 市内41か所の地域包括支援センターにおいて、高齢者やその家族等に対し、保健・福祉に関する総合相談・支援等の事業を実施しています。

イ 保健・医療・福祉の相談を総合的に受け、助言や情報提供を行うとともに、適切なサービスが提供されるよう、関係部局や関係機関との連携、連絡調整を行っています。

⑩ 子どもの自殺の防止

ア ふれあいひろば推進員が、不登校・不登校傾向の児童生徒に対して、校内の居場所であるふれあいひろばにおいて、相談活動や様々な支援を行うとともに、いじめへの緊急的な対応を行っています。

イ 生徒指導支援員を学校に派遣し、問題行動を起こす児童生徒への指導、声かけや相談活動を行っています。

⑪ 慢性疾患患者等に対する支援

ア 小児慢性特定疾患等の子どもや保護者に対して、慢性的な病気についての不安や日常生活上の悩みなどの相談に応じるため、小児難病相談室を開設し、小児難病相談員による子どもの療養相談や発育に応じた日常の助言等を行っています。

(3) 中間見直し時における状況と課題

自殺の原因・動機は多岐にわたっており、自殺に追い込まれる前に適切に相談してもらえるよう、各相談機関の充実・強化を図るとともに、これら相談機関の周知に努めることが必要です。

また、相談機関職員が対応している処遇困難事例の検討や情報交換を一層促進し、対処法を蓄積することが自殺対策に役立ちます。

自殺の大きな原因である経済・生活問題、勤務問題等に対応するため、雇用の促進や経営上の問題に対する支援等に引き続き取り組むことが必要です。

認知症高齢者等の増加や社会経済情勢の変化に応じて、高齢者を介護する家族等の負担の増大が懸念されています。高齢者層で、介護疲れ、看病疲れを原因とする自殺者が発生していることから、高齢者が状態に応じて適切なサービスを受けることができ、介護者の負担も軽減できるよう、支援体制の充実を図ることが必要です。

子どもの自殺の原因の一つとなっているいじめや教員の体罰等を防止し、子どもたちが自己肯定感を持ち健全に育つことができるよう、関係者が一丸となって子どもを守り、支えていく体制を構築することが重要です。

また、虐待やいじめ等を原因とする自殺も見られることから、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の防止、早期発見・早期対応、被虐待者への支援等も重要な課題となっています。

(4) 事業・取組

社会的要因等により自殺の危険性が高まっている人に対して、行政、関係団体、民間団体、企業等社会全体での支援体制の強化を図ります。

① 相談機関ネットワーク体制の整備

事業・取組	内容
うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議におけるネットワークづくり【追加】	うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議において、行政・教育・医療・介護・労働等の様々な分野の相談機関実務者が集い、処遇困難事例の検討及び情報交換等を行うとともに、相互のネットワークづくりを進めます。
主な世代／段階／対象	全世代 / 危機対応 / 選択的予防介入
相談の手引（相談機関や医療機関の情報集）の配付	消費生活センターなどの相談機関や医療機関の場所、相談内容、連絡先等を示した相談の手引をこれら機関に配付し、相互の連携を図ります。
主な世代／段階／対象	全世代 / 危機対応 / 選択的予防介入
自殺予防センター（仮称）の検討	社会的要因等が複雑に関係して、自殺の危険性が高まっている人に対して、心理的な支援を行いながら、関係機関の中心となって総合的な問題解決を図る自殺予防センター（仮称）の設置を検討します。
主な世代／段階／対象	全世代 / 危機対応 / 個別的予防介入

② 精神保健福祉に関する相談

事業・取組	内容
心の健康づくりの推進（再掲）	保健センターにおいて、心の悩み相談、心の健康づくり教室、地域住民への講演会などを開催するほか、本市の広報紙、ホームページ等により、心の健康に関する情報提供等を充実します。 精神保健福祉センターにおいて、様々な心の悩みについて相談支援を行います。また、心の健康づくり大会やアルコール依存関連問題等に関する講演会の開催、パンフレットの作成など、心の健康づくりについての普及啓発を行います。
主な世代／段階／対象	全世代 / 事前予防 / 全体的予防介入
アルコール等依存症者の家族への支援（再掲）【追加】	精神保健福祉センターにおいて、アルコール等依存症者の家族を対象に、依存症についての基本的な知識や対応方法を学ぶための家族教室を実施するなど、依存症者の家族への支援を充実します。
主な世代／段階／対象	全世代 / 事前予防 / 選択的予防介入

③ 多重債務・法的問題への対応

事業・取組	内容
消費生活センターでの多重債務問題への対応	消費生活センターにおいて、国の「多重債務問題改善プログラム」において定められた役割に基づき、相談窓口の充実、多重債務者の把握、相談窓口への誘導、既存のセーフティネットの活用促進等により、多重債務者対策を推進します。
主な世代／段階／対象	中高年層・高齢者層 / 危機対応 / 選択的予防介入
市民相談センター等での法律相談の実施	市民相談センター等において、日常生活上の法律問題などの困りごとについて、民事相談や弁護士、司法書士による法律相談を行います。
主な世代／段階／対象	全世代 / 危機対応 / 選択的予防介入

④ 中小企業の経営に関する相談

事業・取組	内容
中小企業支援センターでの相談事業の実施	中小企業支援センターにおいて、市内の中小企業が抱える経営上の様々な問題の解決を支援するため、経営の専門家や弁護士など各分野の専門家による相談を行います。
主な世代／段階／対象	中高年層 / 危機対応 / 選択的予防介入
中小企業金融対策の実施 (広島市中小企業融資制度)	市内の中小企業で、取引先の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、経済事情の変動、取引金融機関の破綻等により資金繰りに支障が生じている者を対象にした特別融資(セーフティネット資金)を実施します。
主な世代／段階／対象	中高年層 / 危機対応 / 選択的予防介入

⑤ 雇用に関する相談・支援

事業・取組	内容
広島市雇用対策協定に基づく就労支援等の取組の推進【追加】	広島市長と厚生労働大臣との間で締結した広島市雇用対策協定に基づき、生活面で困難・問題を抱えた住民(生活困窮者、若者、高齢者、子育て中の方、障害者)に対する就労支援等の取組を、広島労働局と連携して推進します。
主な世代／段階／対象	全世代 / 事前予防 / 全体的予防介入
キャリアカウンセリング等相談事業の実施【追加】	各勤労青少年ホームにおいて、勤労青少年に対して、カウンセラー等によるキャリアアップや就業に関する相談を行います。
主な世代／段階／対象	若年層 / 事前予防 / 全体的予防介入
若者の自立・就労支援対策事業の実施【追加】	若者交流館中央サテライトの利用を促進するなど、ニートの状態にある若者やフリーター状態の若者に対する支援を行います。
主な世代／段階／対象	若年層 / 事前予防 / 全体的予防介入

事業・取組	内容
街ナカキャリアプラザ運営事業の実施【追加】	地域において雇用機会を創出するとともに、学生等の就職と中小企業の人材確保を支援するため、学生等と中小企業の経営者等がフェイス・トゥ・フェイスで交流し、相互理解を深める「出会いの場」を提供します。
主な世代／段階／対象	若年層 / 事前予防 / 全体的予防介入
生活困窮者の自立支援事業の実施【追加】	くらしサポートセンター（生活困窮者自立相談支援機関）において、生活困窮者からの相談を受け、生活状況や課題等を把握した上で支援計画を策定し、この計画に基づき、関係機関の協力も得ながら、就労支援等の各種支援を実施します。
主な世代／段階／対象	全世代 / 危機対応 / 選択的予防介入

⑥ 女性及び男性のための相談

事業・取組	内容
母子相談の実施	母子自立支援員が、ひとり親家庭や寡婦に対して生活一般についての相談指導を行います。
主な世代／段階／対象	若年層・中高年層 / 危機対応 / 選択的予防介入
女性のためのなんでも相談の実施	男女共同参画推進センターにおいて、女性が直面する様々な悩みや不安を安心して話せる場として「女性のためのなんでも相談」を開設し、電話相談のほか、弁護士・カウンセラー・看護師等による面接相談を行うとともに、必要に応じて専門機関の紹介を行います。
主な世代／段階／対象	全世代 / 事前予防 / 全体的予防介入
男性のためのなんでも相談の実施【追加】	男女共同参画推進センターにおいて、男性が直面する様々な悩みや不安を安心して話せる場として「男性のためのなんでも相談」を開設し、男性相談員による電話相談を行うとともに、必要に応じて専門機関を紹介します。
主な世代／段階／対象	全世代 / 事前予防 / 全体的予防介入

⑦ 暴力に関する相談

事業・取組	内容
暴力被害相談の実施	暴力団等の介入をはじめ、暴力が絡む債権取立て、工事の施工、不動産売買など、民事暴力に関する市民や企業からの相談に応じ、その解決方法を助言・指導するとともに、必要に応じて警察等関係機関への連絡、法律相談の紹介等を行います。
主な世代／段階／対象	全世代 / 危機対応 / 選択的予防介入
犯罪被害者等総合相談窓口の運営【追加】	犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対し、庁内関係課の各種支援制度の案内を行うとともに、必要に応じて庁外関係機関・団体に関する情報提供や橋渡しなどを行います。
主な世代／段階／対象	全世代 / 危機対応 / 選択的予防介入

事業・取組	内容
配偶者暴力相談支援センターの運営【追加】	女性相談員が、配偶者やパートナーからの暴力（DV）被害者から DV について、また、女性から様々な困難な問題について相談に応じます。
主な世代／段階／対象	全世代 / 危機対応 / 選択的予防介入

⑧ インターネット上の有害サイトへの対応

事業・取組	内容
電子メディアと子どもたちの健全な関係づくりの推進	電子メディアと上手に付き合い、情報を正しく活用できる子どもをはぐくむため、インターネットに関する講演会や学習会などを開催し、インターネットの情報に振り回されない知識を身につけることを通じて、自殺防止の一助とします。また、児童生徒や保護者を対象にフィルタリングサービス等の普及を図り、インターネットにおける自殺サイト等の有害情報から子どもを守ります。
主な世代／段階／対象	若年層 / 事前予防 / 全体的予防介入

⑨ 高齢者とその介護者への支援

事業・取組	内容
地域包括支援センターにおける相談の実施	地域包括支援センターは、高齢者に関する様々な相談を総合的に受け止め、適切なサービスにつなぎ、継続的にフォローしていく地域のワンストップサービスの拠点として、高齢者やその家族等を支援します。
主な世代／段階／対象	高齢者層 / 事前予防 / 選択的予防介入
保健・医療・福祉総合相談窓口の運営	高齢者やその家族等が抱える複雑・多岐にわたる問題や各種サービスの利用などの相談に迅速かつ的確に対応するため、各区に保健・医療・福祉総合相談窓口を設置しており、相談内容に応じた関係機関との連絡調整等を行います。
主な世代／段階／対象	高齢者層 / 事前予防 / 選択的予防介入
家族介護教室の開催	在宅で高齢者を介護している家族の負担軽減と健康管理を行うため、介護方法や介護者の健康管理に関する教室を開催します。 また、介護による心身の疲れを癒すとともに、介護者同士の交流を促進するために、介護者交流会を行います。
主な世代／段階／対象	中高年層・高齢者層 / 事前予防 / 選択的予防介入
介護に関する相談の実施【追加】	介護保険制度や介護保険施設でのサービス等に関する相談等に対応します。
主な世代／段階／対象	中高年層・高齢者層 / 事前予防 / 選択的予防介入
認知症コールセンター運営事業の実施【追加】	介護経験者が認知症本人や家族等の相談に電話で対応する認知症コールセンターの運営を行います。
主な世代／段階／対象	高齢者層 / 危機対応 / 選択的予防介入
認知症高齢者家族の会育成・支援事業の実施【追加】	各区の認知症高齢者等の家族の会に対し、活動場所の提供や講師派遣、助言等の支援を保健センター等で実施します。
主な世代／段階／対象	高齢者層 / 危機対応 / 選択的予防介入

事業・取組	内容
認知症疾患医療センター運営事業の実施【追加】	認知症に関する専門医療相談等を実施するとともに、鑑別診断、行動・心理症状と身体合併症に対する急性期治療などの専門医療を提供します。
主な世代／段階／対象	高齢者層 / 危機対応 / 選択的予防介入

⑩ 子どもの自殺の防止

事業・取組	内容
青少年支援メンター制度の推進（再掲）	子どもの自尊感情の高揚や対人関係能力の向上を図ることで、非行や不登校をはじめ、子どもにとって望ましくない状況の防止となるよう、人生経験の豊富な大人（メンター）が子どもに無条件に肯定的な関心を持っていることを伝え、一緒に近所の公園で遊ぶ、宿題や料理やスポーツ観戦をするなどの継続的・定期的な交流によって、信頼関係を築きながら、1対1の関係で子どもを支援します。
主な世代／段階／対象	若年層 / 事前予防 / 選択的予防介入
いじめ・不登校等対策ふれあい事業の実施	ふれあいひろば推進員（※4）が、不登校状況の改善やいじめの解消を図るため、ひきこもり児童生徒への家庭訪問やいじめの被害を受けている児童生徒の保護活動を行うなど、不登校・不登校傾向の児童生徒への相談活動や様々な支援、いじめへの緊急的な対応を行います。また、支援の充実を図るため、ふれあいひろば推進員を対象とした研修内容の充実や研修時間の増加について検討します。
主な世代／段階／対象	若年層 / 危機対応 / 選択的予防介入
学校問題解決支援事業の実施	生徒指導支援員（※5）が学校において、問題行動を起こす児童生徒への指導、声かけや相談活動を行い、さらに、教職員や関係機関と連携することにより、問題行動の改善や再発を防ぎます。
主な世代／段階／対象	若年層 / 危機対応 / 選択的予防介入
いじめ110番の運営	24時間体制でいじめ相談を実施し、幅広く子どもや保護者等から話を聞き、関係部署と連携する中で子どもへの支援体制を早期に整えるなどの支援を行うことで、いじめによる自殺を防ぎます。
主な世代／段階／対象	若年層 / 危機対応 / 選択的予防介入
「子どものいじめ」に関する情報提供窓口の運営【追加】	広島市ホームページ上に設置している「子どものいじめ」に関する情報提供窓口において、市民から提供されたいじめの情報の事実確認等の調査を行い、関係課・学校等が連携し、いじめ問題の解決に向けて取り組むことで、いじめによる自殺を防ぎます。
主な世代／段階／対象	若年層 / 危機対応 / 選択的予防介入

事業・取組	内容
心の健康相談事業の実施（再掲）	専門の相談員が、教職員や保護者から、児童生徒の学校教育活動における精神保健上の相談を受け、場合によっては専門の精神科医が面接を行うことを通して、教職員や保護者による児童生徒への適切な対応と学校教育の充実・円滑化を図ります。
主な世代／段階／対象	若年層 / 危機対応 / 選択的予防介入
市立高等学校精神保健連絡会での精神科医からの指導助言（再掲）	高等学校における精神保健に関する連絡会を行い、各高等学校から出された事例に対して精神科医からの指導助言等を受け、また、精神科医が各高等学校あたり年1回程度の学校訪問による定期相談を行うことにより、精神疾患の予防と初期対策や精神保健の充実を図ります。
主な世代／段階／対象	若年層 / 危機対応 / 選択的予防介入

※4 ふれあいひろば推進員：校内における不登校傾向児童生徒の居場所である「ふれあいひろば」において、不登校傾向児童生徒への支援やいじめの被害を受けている児童生徒の保護活動等を行う地域の人材。

※5 生徒指導支援員：問題行動等を起こす児童生徒とその保護者に対する相談等の支援や関係機関との連携により学校への支援を行う。主に警察官OB。

⑪ 慢性疾患患者等に対する支援

事業・取組	内容
小児慢性特定疾患の子どもと保護者のための相談の実施	小児慢性特定疾患等の子どもや保護者に対して、慢性的な病気についての不安や日常生活上の悩みなどの相談に応じるため、小児難病相談員による子どもの療養相談や発育に応じた日常の助言等を行います。
主な世代／段階／対象	若年層 / 危機対応 / 選択的予防介入
難病患者及び家族への相談の実施	在宅の難病患者や家族の精神的負担を軽減するため、保健師等により、日常生活の相談、指導、助言等を行います。
主な世代／段階／対象	全世代 / 危機対応 / 選択的予防介入

⑫ 虐待の防止【追加】

事業・取組	内容
児童相談所における児童虐待の相談・支援【追加】	児童相談所において、児童虐待の通告や相談に24時間体制で応じるとともに、広報・普及啓発等児童虐待の予防のための取組、虐待を受けた子ども等への支援などを行います。
主な世代／段階／対象	若年層 / 危機対応 / 選択的予防介入
保健・医療・福祉総合相談窓口や地域包括支援センター等における高齢者虐待の相談・支援【追加】	高齢者虐待に関する相談・通報・届出窓口を各区役所と地域包括支援センターに設置し、高齢者虐待に関する通報等を24時間体制で受け付けるとともに、被虐待者の保護と養護者の支援を行います。
主な世代／段階／対象	高齢者層 / 危機対応 / 選択的予防介入
障害者虐待防止センターにおける障害者虐待の相談・支援【追加】	広島市障害者虐待防止センターを設置し、障害者虐待に関する通報等を24時間体制で受け付けるとともに、必要に応じて関係機関と協力しながら支援を行います。
主な世代／段階／対象	全世代 / 危機対応 / 選択的予防介入

6 自殺未遂者の自殺を防ぐ

(1) 計画策定時における現状と課題

本市では、年間約500人が自損行為により救急搬送されています。救急医療では自殺未遂者への心理的ケアまでは十分に対応ができないため、精神科医療との連携強化が必要となっています。

また、自殺未遂者は、自殺企図を繰り返す傾向があり、長期的な支援が必要なことから、家族を含めた退院後の支援が可能となる仕組みづくりを行う必要があります。

(2) 計画の推進状況

① 救急医療と精神科医療の連携

ア 救急医療と精神科医療の連携システムや退院後の支援体制等を検討するため、広島大学病院において、救急搬送された自殺未遂者の実態把握のための調査を行っています。

② 自殺未遂者や家族に対する支援

ア 自殺未遂をした児童生徒がいる場合、教職員がスクールカウンセラーや関係機関との連携を図りながら、自殺未遂をした児童生徒への声かけや見守りを行っています。

イ スクールカウンセラーを中学校、高等学校及び特別支援学校に配置し、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決及び学校における教育相談の充実を図っています。また、スクールカウンセラーが、教職員からの相談に対し適切に助言できるよう資質の向上を図ることを目的に、研修会を実施しています。

(3) 中間見直し時における状況と課題

広島大学病院が実施している自殺未遂者実態調査によると、平成23年（2011年）6月から平成25年（2013年）9月までの2年4か月の間に救急搬送され、調査に協力いただいた人のうち、自殺未遂者は女性に多く3/4を占めること、年代別では20歳代～40歳の若い世代が主流であること、相談機関を利用していない者が9割近くいること、退院6か月後までの再企図率が15%程度あること等が分かっています。一方、相談相手が継続して存在する場合は、退院後の希死念慮を持つことは少ないことも分かっています。

このため、自殺未遂者に対して相談機関の活用を促すとともに、見守り支援を行うための体制や事業について検討することが必要です。

また、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決、学校における教育相談の充実を図る必要があります。

(4) 事業・取組

救急医療と精神科医療との連携を促進するとともに、自殺未遂者の自殺を防ぐため、救急搬送された自殺未遂者に対する支援、退院後の心理的ケアや家族への支援を行います。

① 救急医療と精神科医療の連携

事業・取組	内容
救急医療と精神科医療の連携システムの検討	救急医療後、精神科医療が必要と判断された人を精神科医療へつなぐ連携システムについて検討します。
主な世代、段階、対象	全世代 / 事後対応 / 個別的予防介入

② 自殺未遂者や家族に対する支援

事業・取組	内容
自殺未遂者に対する退院後の支援体制の構築	広島県や広島大学病院等の関係機関と連携し、三次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対し、精神科のカウンセリングや課題解決に向けた継続的な支援を行うための体制整備に取り組みます。
主な世代／段階／対象	全世代 / 事後対応 / 個別的予防介入
相談機関掲載カードやリーフレットの配布【追加】	相談機関を掲載したカードやリーフレットを、様々な悩みの相談を受ける相談機関に配架するとともに、自殺未遂者を医療機関に搬送する際などに救急隊員から、また、自殺未遂者が入院中又は退院時に医療機関の医師等から、自殺未遂者やその家族に可能な範囲で配布し、相談機関の活用を促します。
主な世代／段階／対象	全世代 / 危機対応・事後対応 / 個別的予防介入
教職員による自殺未遂者への支援	自殺未遂をした児童生徒に対して、教職員がスクールカウンセラーや関係機関との連携を図りながら、自殺未遂をした児童生徒への声かけや見守りを行うとともに、相談体制を充実し、再度の自殺行為を防ぐ取組を進めます。
主な世代／段階／対象	若年層 / 事後対応 / 個別的予防介入
スクールカウンセラー活用事業による自殺未遂者への支援 〔スクールカウンセラー活用事業〕	スクールカウンセラーが教職員への助言を行うとともに、教職員との連携を図りながら、自殺未遂をした児童生徒の相談や心のケア、保護者への相談活動を行い、再度の自殺行為を防ぎます。また、相談活動を充実するため、スクールカウンセラーを対象とした研修内容の充実や研修時間の増加などについて検討します。
主な世代／段階／対象	若年層 / 事後対応 / 個別的予防介入
青少年総合相談の実施（再掲）	青少年、保護者等を対象に専門スタッフ（※6）による相談を実施し、関係機関との連携を図りながら、相談内容に応じた課題解決の方法や支援機関を紹介するなど、適切な対応や支援を行います。
主な世代／段階／対象	若年層 / 危機対応 / 選択的予防介入
教職員の啓発（再掲）	自殺予防において学校・教職員の果たすべき役割、自殺の危険要因や自殺のサイン、自殺発生後の対応など、教職員が身につけておくべき知識やいのちを大切にする教育活動の取組事例などを紹介した「児童生徒の自殺を予防するための指導資料集」を活用し、教職員の啓発を行います。
主な世代／段階／対象	若年層 / 危機対応 / 選択的予防介入
家庭児童相談室の運営（再掲）【追加】	子どもの問題で困ったり、悩んでいる保護者に対し、各区役所の家庭相談員が、相談に応じて必要な助言指導を行います。
主な世代／段階／対象	若年層・中高年層 / 危機対応 / 選択的予防介入

事業・取組	内容
相談の手引（相談機関や医療機関の情報集）の配付（再掲）	消費生活センターなどの相談機関や医療機関の場所、相談内容、連絡先等を示した相談の手引をこれら機関に配付し、相互の連携を図ります。
主な世代／段階／対象	全世代 ／ 危機対応 ／ 選択的予防介入

※6 専門スタッフ：青少年教育相談員、臨床心理士、精神科医、特別支援教育相談員、非行防止相談員。

7 遺された人の苦痛を和らげる

(1) 計画策定時における現状と課題

家族や恋人、親友など身近で大切な人を自死で亡くされた方は、その現実を理解していく過程で極度の悲しみや苦しみに直面せざるをえず、極めて深刻な心理的影響を受けるといわれています。その影響を和らげるために、遺された人への早期の相談支援や自助グループによるケアなどの支援体制を充実させていく必要があります。

また、学校や職場において、自殺や自殺未遂が発生した際には、直ちに、児童生徒、教職員、同僚等に対する適切な心のケアを行う必要があります。

(2) 計画の推進状況

① 大切な人を自死で亡くされた方（自死遺族等）への支援

ア 家族や恋人、親友など身近で大切な人を自死で亡くされた方（自死遺族等）のためのわかち合いの会の運営を支援しています。また、会の運営に参画できるスタッフを養成するため、わかち合いの会参加者をスタッフ研修に派遣しています。

イ 自死遺族等を対象に講演会を実施し、遺された人の心のケアを行うとともに、同じ悩みや問題を抱える人との交流を必要としている人に対してわかち合いの会についての情報提供を行っています。また、相談機関の職員を対象に自死遺族等に対する理解を深めるための研修を行っています。

② 学校・職場での事後対応の促進

ア 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の全教職員に「子どもの自殺を予防するための指導の手引き」を配付し、事後対応の普及を図っています。

イ 児童生徒の自殺が発生した際、教職員がスクールカウンセラーや関係機関との連携を図りながら、遺された家族や児童生徒への相談活動を行っています。また、家族に自殺者が発生した場合、該当児童生徒への相談活動を行い、適切な心のケアに努めています。

(3) 中間見直し時における状況と課題

自死遺族等のためのわかち合いの会があることで、情報の共有や孤立感の軽減が図れており、会に対する運営の支援を継続する必要があります。また、新たな自助グループの設立が進んでおり、これらの会に対しても運営を支援する必要があります。

今後は、自死遺族等を対象とした講演会を開催するなどして、広く情報提供に努める一方、自死遺族等であることを知られたくない人に対する情報提供や支援のあり方を工夫する必要があります。

また、学校において児童生徒が自殺した際の遺された家族や児童生徒への相談活動、家族に自殺者が発生した場合の該当児童生徒への相談活動を行う必要があります。

(4) 事業・取組

自殺の発生直後から、遺族等の心理的影響を和らげるためのケアを充実するとともに、わかち合いの会を始めとする自死遺族等グループの運営支援や情報提供を行います。

また、自殺や自殺未遂が発生した後の事後対応マニュアルの普及などを行います。

① 大切な人を自死で亡くされた方（自死遺族等）への支援

事業・取組	内容
自死遺族等グループの運営支援	家族や恋人、親友など身近で大切な人を自死で亡くされた方の心の痛みが回復されるよう、遺族等自身が自分の体験を語りあう自助グループの運営について、関係機関と協力して支援します。
主な世代／段階／対象	全世代 / 事後対応 / 選択的予防介入
自死遺族等支援のための講演会・研修会等の実施【追加】	家族や恋人、親友など身近で大切な人を自死で亡くされた方を対象とした講演会・交流会や、相談機関職員を対象とした研修会を実施します。
主な世代／段階／対象	全世代 / 事後対応 / 選択的予防介入
自死遺児支援のための研修会の実施【追加】	自死遺児の心の痛み等、遺児の置かれた困難な状況を正しく理解し、適切に支援を行うことができるよう、相談機関の職員や教職員等を対象とした研修会を実施します。
主な世代／段階／対象	若年層 / 事後対応 / 選択的予防介入
自死遺族等向けリーフレットの作成・配布	家族や恋人、親友など身近で大切な人を自死で亡くされた方のための相談窓口等を掲載したリーフレットを作成し、遺族等と接する機会の多い関係機関に配布することで、遺族等への周知を図ります。
主な世代／段階／対象	全世代 / 事後対応 / 選択的予防介入

② 学校・職場での事後対応の促進

事業・取組	内容
事後対応マニュアルの普及	学校や職場において、自殺や自殺未遂の発生直後に周りの人に対する適切な心のケアが行われるよう、国が作成する自殺発生直後の対応マニュアルの普及を図ります。
主な世代／段階／対象	若年層・中高年層 / 事後対応 / 個別的予防介入
専門家チームの派遣	児童生徒の自殺が発生した際、ＣＲＴ（危機対応チーム）など専門家チームの派遣について、その体制づくりや専門家チームの学校への編成等を検討します。
主な世代／段階／対象	若年層 / 事後対応 / 個別的予防介入
教職員による遺された人への支援	児童生徒の自殺が発生した際、教職員がスクールカウンセラーや関係機関との連携を図りながら、遺された家族や児童生徒への相談活動を行います。また、家族に自殺者が発生した場合、該当児童生徒への相談活動を行い、適切な心のケアに努めます。
主な世代／段階／対象	若年層 / 事後対応 / 個別的予防介入

事業・取組	内容
スクールカウンセラーによる遺された人への支援 （スクールカウンセラー活用事業）	児童生徒の自殺が発生した際、スクールカウンセラーが、学校との連携を図りながら、遺された家族や児童生徒・教職員に対する心のケアを行うとともに、家族に自殺者が発生した児童生徒に対する相談活動を行います。また、児童生徒や保護者への支援方法等について教職員に助言するとともに、教職員の心のケアを行います。同時に、相談活動を充実するため、スクールカウンセラーを対象とした研修内容の充実や研修時間の増加などについて検討します。
主な世代／段階／対象	若年層 ／ 事後対応 ／ 個別的予防介入
教職員の啓発（再掲）	自殺予防において学校・教職員の果たすべき役割、自殺の危険要因や自殺のサイン、自殺発生後の対応など、教職員が身につけておくべき知識やいのちを大切にする教育活動の取組事例などを紹介した「児童生徒の自殺を予防するための指導資料集」を活用し、教職員の啓発を行います。
主な世代／段階／対象	若年層 ／ 危機対応 ／ 選択的予防介入

8 民間団体等との連携を強化する

(1) 計画策定時における現状と課題

社会全体で自殺対策を進めていくためには、行政と関係民間団体との連携や、民間団体間での連携の強化を行う必要があります。

(2) 計画の推進状況

① 行政と民間団体、民間団体間の連携の強化

ア ホームページや冊子「相談の手引」を通じて、自殺予防に関する活動を行っている民間団体の活動を紹介しています。

イ 社会福祉法人広島いのちの電話が、電話相談員の技能と資質の維持・向上を図ることを目的に実施する継続研修事業に対し、補助金を交付しています。

ウ NPO 法人ひろしまチャイルドライン子どもステーションが実施する電話相談のフリーダイヤル電話料金等に対して助成を行っています。

(3) 中間見直し時における状況と課題

自殺予防のための取組を行っている民間団体の存在は大きく、団体に対する相談件数も相当数にのぼることから、これらの団体との連携や支援を行うことは深い意義があります。

自殺の原因は多岐にわたることから、その原因等に応じ、相談機関、学校や教育委員会、医療機関、産業保健関係機関、民間企業、労働関係機関、法律関係機関、警察等が一体的に心に悩みを抱えている人や自殺企図者に対して支援を行うための体制を構築することが必要です。

また、こうした関係者がケース会議を開催することや自殺予防のための取組等を情報交換することが、今後の自殺対策を推進していくために有益です。

(4) 事業・取組

行政と民間団体、民間団体間での連携の強化を促進します。

① 行政と民間団体、民間団体間の連携の強化

事業・取組	内容
うつ病・自殺対策推進連絡調整会議におけるネットワークづくり【追加】	うつ病・自殺対策推進連絡調整会議において、各団体等が行っている自殺対策に関する取組を紹介するなどにより、情報の共有を図るとともに、ネットワークづくりを進めます。
主な世代／段階／対象	全世代 / 事前予防 / 全体的予防介入
うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議におけるネットワークづくり（再掲）【追加】	うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議において、行政・教育・医療・介護・労働等の様々な分野の相談機関実務者が集い、処遇困難事例の検討及び情報交換等を行うとともに、相互のネットワークづくりを進めます。
主な世代／段階／対象	全世代 / 危機対応 / 選択的予防介入
相談の手引（相談機関や医療機関の情報集）の配付（再掲）	消費生活センターなどの相談機関や医療機関の場所、相談内容、連絡先等を示した相談の手引をこれら機関に配付し、相互の連携を図ります。
主な世代／段階／対象	全世代 / 危機対応 / 選択的予防介入

事業・取組	内容
民間相談団体の活動紹介	命の大切さや自殺予防に関する活動を行っている民間団体の活動内容を本市のホームページ等で紹介するなど、民間団体が行う啓発活動を支援します。
主な世代／段階／対象	全世代 ／ 危機対応 ／ 全体的予防介入
社会福祉法人広島いのちの電話相談員継続研修事業補助	電話相談を行う相談員の資質の維持・向上を図るため、広島いのちの電話が行っている電話相談員継続研修事業に対して補助を行います。
主な世代／段階／対象	全世代 ／ 危機対応 ／ 選択的予防介入
NPO 法人ひろしまチャイルドラインフリーダイヤル「その思い、きかせて！」の電話相談事業に対する補助	NPO 法人ひろしまチャイルドライン子どもステーションが、18 歳までの子どもを対象に行っている電話相談について、これをフリーダイヤルとする経費に対して補助を行います。
主な世代／段階／対象	若年層 ／ 危機対応 ／ 選択的予防介入
「暮らしとこころの総合相談」及び「まちかど生活相談会」の実施【追加】	人権擁護等に関する様々な活動に取り組んでいる広島弁護士会との共催により、多重債務、労働問題、生活困窮、こころの問題等に関する相談を受ける「暮らしと心の総合相談」を実施します。また、貧困問題の解決に取り組んでいる NPO 法人反貧困ネットワーク広島との共催により、同様の相談を受ける「まちかど生活相談会」を実施します。
主な世代／段階／対象	全世代 ／ 危機対応 ／ 選択的予防介入